

令和6年度埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会
議事録

1 日 時 令和6年5月20日（月）午前9時25分～午後0時50分

2 場 所 埼玉労働局 15階大会議室

3 出席者 公益代表委員 金井委員 鈴木委員
家内労働者代表委員 小畑委員 迫委員
委託者代表委員 岩田委員 佐藤委員 廣澤委員

4 議事録

賃金室長 ただいまから埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会を開催いたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、議事は事務局が進めてまいります。

本日は、公益代表委員2名、家内労働者代表委員2名、委託者代表委員3名、合計7名が出席されております。委員の3分の2以上が出席されていることから、地方労働審議会令第8条第1項の規定により、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

続いて、稲葉労働基準部長からご挨拶を申し上げます。稲葉部長、お願いします。

労働基準部長 皆様おはようございます。労働基準部長の稲葉でございます。

皆様方には、日頃より労働基準行政の推進に格別のご尽力をいただいております。厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

現在、埼玉県内では5つの最低工賃がございます。本日も審議をいただきます紙加工品製造業の他に革靴製造業、足袋製造業、縫製業、そして電気機械器具製造業の5つの最低工賃を定めております。

本日の紙加工品製造業につきましては、最後の改正が平成9年になります。その後、今日に至るまで、埼玉県の最低賃金、大幅に上昇し、また近年物価が大きく上がってきているところでございます。そういった状況を踏まえまして、今回の改正諮問に至ったわけですが、審議していただくにあたり、非常に難しい点が多々あるかと思っております。

本日は、真摯な議論を十分に尽くしていただき、部会報告の取りまとめにご協力いただきますよう何卒よろしくお願い致します。私から

は以上でございます。

賃金室長 次に、委員の皆様のご紹介ですが、委員名簿の配布をもって、ご紹介に代えさせていただきます。

つづいて、議事に入ります。

議題1は、部会長及び部会長代理の選出についてです。

部会長は地方労働審議会令第6条第4項において「公益を代表する委員及び臨時委員のうちから委員及び臨時委員が選挙する」と規定されています。

この会議に先立って、公益代表委員の皆様にご協議をいただいたところ、部会長には鈴木委員が推薦されました。

公益代表委員の皆様による推薦のとおりでよろしいでしょうか
（「異議なし」の声あり）

賃金室長 ありがとうございます。それでは、以後の議事進行を、鈴木部会長にお願いいたします。

部会長 本日、部会長を仰せつかりました鈴木と申します。どうぞよろしくお願いたします。

長らく改正のなされていなかった工賃ですので、皆様のご意見も色々あるかと思えます。忌憚のないご発言をお願いいたします。

以後の進行は私の方で引き継いで参ります。

部会長の選出に続きまして、部会長代理を選出いたします。部会長代理につきましては、地方労働審議会令第6条第6項において「公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する」と規定されています。金井委員に部会長代理をお願いしたいのですが、金井委員よろしいでしょうか。

金井委員 はい。よろしくお願いたします。

部会長 続きまして、二つ目の議題に参ります。「埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会運営規程について」です。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料4「埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会運営規程（案）」をご覧ください。

埼玉には、5つの最低工賃が設定されておりますが、そのうち本日開催の埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会については、埼玉地方労働審議会の下に最低工賃専門部会を設置することとされてから初めての開催であることから、他の最低工賃専門部会と同様の内容で、埼

玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会運営規程の案を提示いたします。

部会長 今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。
(質問なし)

部会長 特にないようですので、事務局案のとおり埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会運営規程を定めることとしてよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

部会長 では、案のとおり定めることと致します。

部会長 続きまして、議題3です。埼玉県紙加工品製造業最低工賃改正決定について、審議を進めたいと思います。

本専門部会は、埼玉地方労働審議会運営規程第7条の「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」に該当するため、会議は非公開とします。公益、家内労働者、委託者の三者が揃って議論する場面については議事録を作成の上、公開しますが、個別協議中は議事録を作成いたしません。

本専門部会の議事録の確認者は、公益委員代表は私が行います。家内労働者側は迫委員、委託者側は廣澤委員にお願い致します。

続きまして、配布資料の説明を事務局からお願いいたします。

専門監督官 事務局の賃金室の専門監督官でございます。よろしくお願いたします。

資料1は、埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会の委員名簿でございます。

資料2は、家内労働法及び地方労働審議会令の規定のうち、最低工賃の改正に係る条文を抜き出したものになります。

資料3は、埼玉地方労働審議会の運営規程でございます。

資料4は、先ほどご審議いただきまして、案がとれた埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会の運営規程になります。

資料5は、厚生労働本省から指示された、第14次最低工賃新設・改正計画です。これは、令和4年度を初年度とする3か年計画でございまして、埼玉県紙加工品製造業最低工賃については、昨年度中に改正手続きを行う計画でございましたが、家内労働実態調査のとりまとめに時間を要したため、審議が今年度にずれ込んだものでございます。

なお、今年度は、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃についても改正を行う予定でございます。

資料6は、最低工賃改正手続の流れの概念図でございます。

資料7は、現行の埼玉県紙加工品製造業最低工賃表です。前回の改

正は平成9年になります。それ以降 27 年間、長きにわたって改正がなかったのは、この後説明いたします家内労働実態調査の結果から、改正の必要性がないものと判断されたためでございます。

資料8は、平成9年以降の埼玉県最低賃金と消費者物価指数の推移をまとめたものでございます。それぞれ、平成9年を基準とした指数で表示しています。

消費者物価指数については、総務省統計局のホームページで公開されているのは、令和2年を基準としたものになりますが、紙加工品製造業最低工賃の前回改正時期である平成9年との比較がしやすいように、事務局において平成9年基準に換算した数値を併記しています。平成9年基準の列にあるとおり、消費者物価指数は、平成9年から令和5年までの間に8.7%上昇しています。併せて、消費者物価指数の推移の下の方に、令和6年1月から3月までの各月の消費者物価指数について併せて示させていただきました。

埼玉県最低賃金については、平成9年当時は時間額652円であったところ、令和5年には時間額1,028円となり、平成9年当時との比較では57.7%引き上げられています。

資料9は、埼玉県紙加工品製造業における昨年度実施しました家内労働実態調査の結果をまとめたものです。家内労働実態調査というのは、埼玉労働局が設定している5つの最低工賃について、適用される家内労働を行っている家内労働者及びその作業を委託している委託業者の数や、実際に支払われている工賃の状況などを把握するために実施しているものでございます。

家内労働法では、最低工賃について、最低賃金との均衡を考慮して定めなければならないこととされているところ、埼玉県紙加工品製造業最低工賃については、最終改正の平成9年から25年以上経過しており、その間、埼玉県最低賃金が大幅に引き上げられていることを踏まえて、改正について埼玉地方労働審議会に諮問したものです。埼玉労働局長が埼玉地方労働審議会長に対して、埼玉県紙加工品最低工賃の改正について諮問した諮問文は、資料10のとおりになります。

資料11は、紙加工品製造業に関する家内労働実態調査の結果から、実際に支払われている工賃の状況を表にまとめたものです。

表のうち、黄色で表示した部分は、各工程の最低工賃と同額の工賃が支払われている家内労働者の人数、赤い部分が家内労働者の人数ということになります。緑色の部分は、実際に支払われている工賃の最低額までの範囲を示しています。例えば、一番上の4つが組立箱の工賃になりますが、組立て箱で容積が1,000^{cm}未満のものと、7%の引上げまでは影響はないが、7%を超える引上げだと、現在の支払工賃を上げなければならない人がでてくるということになります。

資料12の1ページ目は、紙加工品製造業の委託者数や家内労働者数

の推移になります。これは、埼玉労働局労働基準部賃金室が実施した家内労働実態調査の結果によるもので、平成 15 年の調査では最低工賃で設定する工程に係る業務を委託している委託者数は 3 社、最低工賃で設定する工程に係る業務を行っている家内労働者数は 21 名まで減少しましたが、令和 5 年の調査では 12 社、88 名という結果でございました。

資料 12 の 2 ページ目は、埼玉県工業統計調査の結果から、県内の紙加工品製造業に関係する事業所数等を、平成 10 年以降の分を 5 年ごとにまとめ、令和 3 年経済センサス活動調査の結果を付け加えたものでございます。

資料の説明は以上でございます。

また、この後のご審議で改正金額について結論に至った場合、その発効日について、法定どおりとするか、或いは指定日発効とするのかについても併せてご審議いただきたく、お願いいたします。

なお、本日ご答申をいただき、その後異議申出がなかった場合、法定どおりでの発効日は、早ければ令和 6 年 7 月 26 日金曜日となります。ただし、官報公示の手續の都合上、予定より遅れることがあります。

私からの説明は以上になります。

部会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明について、ご質問等ございますか。

廣澤委員

ご説明ありがとうございました。

資料 12 についてお尋ねします。さきほど、平成 15 年の調査結果では、調査対象が 981 で最低工賃の設定工程に係る業務を委託している事業所数は 3、家内労働者数が 21 となっておりますが、直近の令和 5 年の調査では調査対象が 97 に大きく減っていながらも、事業所数と家内労働者数が増えています。一般的に、内職の方に出す業務が減ってきている印象を持っていたのですが、そうではないようなので、その点を詳しく教えていただけるとありがたいのですが。

賃金室長

実態調査自体は概ね 3 年おきに実施しているのですがけれども、家内労働者に業務を委託していないと回答のあったところは、次回調査の対象から外していつています。平成 15 年の調査では、埼玉県内で紙加工をやっている業者さんを、一回全て対象にしてみようということで、前回調査から大きく増やしました。

その後はそれまでと同じく、内職さんに仕事を出していないと回答された業者を、次回の調査委対象から外しています。

廣澤委員

感覚的には平成 15 年・平成 22 年の下から 2 段目の 3・2 という数字

に違和感があります。令和5年で12ですから、増えるというのはどう理解したらいいのかなと思います。

賃金室長 違和感は確かにあろうかと思いますが、いただいた回答に基づいて出すと、この数字になるというところでございます。

部会長 他に質問等ございますか。

小畑委員 今の件でいいでしょうか。
令和2年最低工賃の設定工程に係る業務に従事している家内労働者数が149になっていまして、令和5が88ということで、令和2が特段多いようですけれども、これは何か特殊事情があったのでしょうか。

賃金室長 ここは、調査票をもとに出しているだけなので、なぜここで増えているのかというところまでは、明らかになっておりません。

小畑委員 例えば、コロナとかで、家内労働者が増えていたとか、そういうのがあったとかでしょうか。

賃金室長 もしかしたらあったかもしれませんが、その点は明らかではありません。

小畑委員 わかりました。

岩田委員 今の議論はかなり重要というか、つまり、今後どうなっていくのかというところに関わっていくことだと思うんですね。理由を知りたいというのが当然あるかと思うんですけども。全国的な傾向としてはどのようなになっているのでしょうか。

埼玉県だけ見ると特殊事情があるかもしれませんが、ある大きな会社が出すようになったとかですね、いろいろあるかと思います。

ある程度、全国的な状況が分かれば平準化した傾向というのも分かるのかな。あるいは理由も分かってくるのかなとも思えるのですが、どうでしょうか。全国的な傾向は。

賃金室長 紙加工品に限った数値を出すことは、なかなか難しいです。

というのは、紙加工品製造業、紙加工している内職さんの最低工賃自体を決めているのが、埼玉と京都、神奈川、この3府県だけでして、その3つの労働局では調査してはいますがけれども、その他の地域の状況を把握することはできません。

岩田委員 どのような状況ですか。京都、神奈川は。

賃金室長 すぐにお答えできる状況にありません。全国トータルの数値で、また、紙加工品に限ったものではありませんが、家内労働者全体の数は、前回の紙加工品の改正が平成9年でしたがそこに近い時期でいくと、平成7年度が約55万、平成12年度が約33万2千、令和4年度が約9万5千です。

岩田委員 減る傾向にあるわけですね。

賃金室長 減少傾向にあります。

岩田委員 やっぱり、感覚として、さっき、廣澤委員もおっしゃっていたように、そういう感覚はありますよね。そうしたなかで、紙加工品について、本県の場合は、割合からしても増えているわけですよ、随分ね。
調査対象事業所数あるいは回答事業所数に対する割合から見てもかなり増えているわけで。何かこうそういった特殊事情が、内職全般の傾向とは異なる何か特殊事情があるのかどうかというところがちょっと疑問かな。

賃金室長 先ほどお話ししたとおり、調査対象事業所数は前回の調査で「内職は出していない」という回答があったところは次回調査の対象から外していきますから、割合としては経年で高くなっていきます。

岩田委員 新たに内職を出すところはないですか。

賃金室長 紙加工の最低工賃で設定している作業は、箱を作る作業ですから、かさばる、一般家庭で内職さんの家で最後出来上がったものをストックしておく場所もなかなかとれないし、製品を回収する際の輸送の問題もあって、新たに内職さんを頼むというところは、業者さんからお話を聞いた限りだとちょっと考えにくいのかなという印象です。

部会長 他はいかがでしょうか。

他府県の状況を説明いただきました。本日は部会長報告をまとめることを予定していますので、円滑な審議に格段のご協力をお願いします。

埼玉県紙加工品製造業最低工賃の決定についての調査審議を行うに当たって、2月に、関係家内労働者及び委託者に対して意見の提出を求める公示を行っていますが、意見の提出はありましたでしょうか。

専門監督官 令和6年2月29日から令和6年3月19日までの間に公示を行いました

たが、意見の提出はありませんでした。

部会長

本日の協議形式ですが、全体協議からスタートしまして、行けるところまで行ってから個別協議に移行するという進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

部会長

それでは、全体協議を始めます。

まず初めに、紙加工品製造業の業界について理解を深めるため、佐藤委員から業界の現状についてお話をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

佐藤委員

森紙販売の佐藤と申します。よろしく申し上げます。ひとまず紙製品の現状の流れについてご説明したいと思います。

まず、何年か前からデジタル化が進んで、ペーパーレス化とか、コピー用紙の削減等、あと弊社で製造している教材関係や飲食店のメニューが、紙を使わなくなっているというのが状況です。

10数年前に比べれば、紙の使用量は減っていると思います。今年に入ってから、うちの会社の取引先の倒産がありました。これは仕事が減ったという、コロナの影響もあるかもしれないですけど、色々な問題も起きています。大手の会社で利益の出ない工場の閉鎖。うちみたいな印刷から製函まで行っている工場を閉鎖するなど、紙の業界から撤退する傾向にはあります。

今回の紙加工品の最低賃金、内職さんということで、弊社からは直接は出していません。弊社の業務内容としては、原紙を仕入れて印刷して、製函まで、全て機械で仕上げるような業務をしております。内容としては、ティッシュペーパーの箱やお菓子、ケーキ、アイス等、食品向けが大半を占めています。

その中で、どうしてもそのあと紙加工をしなきゃ完成にならないという商品をアッセンブリー会社へ委託しています。なので、その先、アッセンブリー会社の方で内職には出しているかもしれません。

委託先のアッセンブリー会社に、内職にはどんな感じで出しているのかことを聞いたところ、内職さんは十数年前よりはかなり減って、今はもう数件しか残っていないとか、品質に関しては、10数年前から特に厳しくなっているのですが、不良を防ぐためなるべく内職には出さないで場内作業で監視ができるようにして、作業を心掛けているという話でした。その数件の内職さんがやっぱりやりたいという話があって、何件かは出しているようですが、それも完成品にはしないで、場内に引き上げて検品をしてから完成品にしているという状況です。

アッセンブリー会社への支払いの方法は、かかった時間、先方の最初の見積もりとは変わってくるような単価が出てくることもあるのですが、応じなければならない部分もあって、一応、時給換算で行っています。弊社としても、下請法とかもあって、一概にこの金額でやってくれと強制することもできませんし、パートの人件費も上がっていますから、加工賃についても、その辺を踏まえて決めている状況で、弊社としてはちょっと厳しい面もあります。以上です。

部会長 ありがとうございます。今、佐藤委員からお話いただいた内容に関連して、ご質問等ございますか。

迫委員 では私の方から。いま、アッセンブリー会社の方に内職に出している会社の給与は時間給でという話でしたが、そのような認識でよろしいでしょうか。

佐藤委員 弊社では、内職に出している単価までは分かりません。ただ、場内で作業するパートには、時給で払っています。内職に出している単価は、1個いくらで出しているという言い方をしていました。どうしても個人差があって、仕上がりの数が変わってくるので、1個いくらで出しているという話でした。

迫委員 内職に出されている方は、今定められているような個数でいくらという形で出ているということでしょうか。

佐藤委員 そうですね。やっぱり、品物によって、複雑なものから簡単なものまでであるので、その都度、内職さんとの交渉でやっていると思います。

迫委員 わかりました。ありがとうございます。

部会長 他にご質問ございますか。

金井委員 紙加工が必要なところをアッセンブリー会社に委託しているとおっしゃったんですけど。どういうもの、どういうところが手加工が必要で、それって熟練みたいなものが必要な作業になるということですか。

佐藤委員 うちはほとんど外部に委託するのはお菓子の、ケーキの箱とか、蓋と身があって仕切りがあるものなのですが、基本的に大きいので、内職さんは避けたがります。ですから、その中の仕切りだけとか、仕切りに癖付けてとか、そのような作業を委託しているようです。

金井委員 癖をつけるみたいなのが機械ではできない。

佐藤委員 それはできないです。

機械で作るのは、糊をつけて貼ったりとか、ティッシュの箱のようなものを、外箱になるように機械で仕上げて終わりなんですね。確かに機械で蓋組みとか折る機械とかもありますけど、弊社ではそのような機械は使っていないものですから。

部会長 他にございますでしょうか。

小畑委員 今、どんどん機械化が進んでいるところでして、機械でやろうとすればできるけれども、その場合にかんがりの設備投資が発生するから、そこまではなかなか会社としてはできないので、内職の方をお願いするということがされていて、この流れは今後も続きそうなのではないでしょうか。というのも、機械化が全て進んでしまえば、内職に頼む仕事もなくなってしまうので。

佐藤委員 弊社だけで見れば続くと思われまして。弊社は印刷して終わりなので。その後はもう全部、外注に出します。蓋組みは、板の状態でアッセンブリー会社に送ったら弊社の作業は終わりなので。今後もうちは続くと思われまして。そういった製品は、大手から受けているのがメインなので、たぶんなくならないと思います。

部会長 他に質問ございますか。

アッセンブリー会社さんというのは、具体的にまだイメージがつきにくいのですが。

佐藤委員 梱包業者です。パートが何十人かいて、その中で仕上げる。

部会長 最後のお菓子も入れるようなところですか。

佐藤委員 それは弊社ではやっていません。

部会長 箱だけの梱包専門の業者さんをお願いしているということですか。

佐藤委員 まあ、なんでもやるっていうんですかね。

部会長 そのアッセンブリー会社さんは内職さんをお願いするケースもあり得るということですか。

佐藤委員 あり得ますね。

部会長 それは繁忙期に願うのか、一年間で平準化して願うのか、何かお話を聞いていますか。

佐藤委員 その業者がどこに付合っているか、また、内職に出しているかというところは、詳しくは分かりません。

仕事を外に出す先は、今は施設が多いんじゃないですかね。何十人かいるんじゃないですか。そっちのほうがメインだったりする。内職というよりも。

部会長 施設というのは、福祉施設ですか。

佐藤委員 そう。あそこは先生がついて見ているので、安全だと思う。

部会長 福祉施設に出しているのは、これも場内作業の扱いですか。

佐藤委員 場内ですね。福祉の方は。

部会長 はい。ありがとうございます。他に質問ございますか。

また審議の過程でお伺いしたいことありましたら、質問させていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、紙加工品製造業最低工賃の改正に向けた考えなどについて、それぞれの方からご意見を伺いたいと思います。まずは、家内労働者側からお願いいたします。

最初のご意見なので、できれば引き上げ率等に踏み込んでいただけると、最初の議論がスタートできるのかなと思っております。

迫委員 はい。分かりました。それでは、私の方から、要求額としまして、お話の方をさせていただきたいと思います。要求額としましては、引き上げ率 23%と考えております。理由としましては、最低工賃の近くで働いている人の約 3 分の 1 の方の最低工賃を引き上げていきたいという考えです。今いただいている資料 11 のところの人数のところの計算をしまして三分の一のところで行きますと、17%といったところになります。また、我々の組織である連合の賃上げ目標値 5%ということで、それを加えて、22%なのですが、端数の方の目減り分といったところもありますので、そちらの方を切り上げて、今回 23%の引上げを求めるものです。以上です。

部会長 はい、ありがとうございます。小畑委員から補足はございますか。

小畑委員

はい。資料でいうと、最低賃金の推移と消費者物価指数の推移の資料 8 ですがこれを見ていただくと、先ほどからもお話が出ていましたけど、平成 9 年から今回のところまで改定がなされていないというところで、最低賃金ベースでは 57%アップになっているというところが実態としてあります。右側の消費者物価指数のところでは、物価のところは 8%ですけれども、いわゆる人出不足の中で、どんどん最低賃金が上がってきているというところがありますので、物価上昇以上に賃金を上げていかないと、なかなか手がいなくなるだろうというふうに考えています。いわゆるそれ以外の、紙加工以外の家内工賃の割合とかが、従事している方がどれくらいいるのかというのがちょっと分からないんですけど、今回ある程度引き上げをしなかった場合に、段ボールから違う作業に切り替えたりするところも出てきてしまうと、やはり業界的にも仕事を出す先がなくなってしまう。については、その部分について、自分たちで人を雇ってということになると、最低賃金のところまで上げないと作業ができなくなるみたいなのところもありますんで、今回、迫がお話ししたような、23%アップで要求したいと思っています。以上です。

部会長

ありがとうございます。委託者側の皆様、何かご質問ございますか。

金井委員

連合が 5%というのは、これは春闘の賃上げ目標の 5%でよろしいでしょうか。

迫委員

そうです。連合で、今回の春闘のところの賃上げ 5%以上を掲げておりますので、そちらのパーセンテージということですか。

金井委員

春闘のってということですか。

迫委員

はい。そこには賃上げ分ってということですか。

部会長

春闘の目標 5%と、先ほどの資料 11 でしたか、概ね三分の一ぐらいの工賃労働者の賃上げにつながるようなラインということで 17%、それと 5%を合わせて 23%ということですか。

迫委員

そうですね。17%で三分の一ぐらいなんですけど、そこから 5%乗せて 22%になります。ただ、端数分、何銭といったところについて切り上げて、23%の要求になります。

部会長

これからの議論もありますので、確認なんですけど、さまざまな組み

立て作業に分かれていますけど、今回はどの作業も一律でプラス 23%を要求されているということですか。

迫委員 はい。

部会長 あと、これは、銭単位ではなく円単位で切り上げをしていきたいということでしょうか。

迫委員 そうですね。円単位ということです。端数分を切り下げてしまうと、給料の目減り分がありますので、労働者側としてはその目減り分をなくしたいといったところで今回引き上げさせてもらったということです。

部会長 そうすると、いま、単位としては、何円何銭ということで工賃出ていますけど、現行どおり、何円何銭という形での工賃でよろしいということですね。

 以前、他の部会でですね、銭単位っていうのは時代になじまないというので、円単位に切り上げるという議論が出たことがありました。念のために確認なんですけども、円単位で工賃の決定というのがあってもよろしいということですか。

迫委員 実態を見ると銭単位というのもなかなか難しいところなのかなといったところがあるので、僕らは円単位で話ができればとは思いますが、そこは議論の中で、必要性などをお互いで話をして決めていければとは思いますが。円単位でいければとは思っています。

金井委員 そうすると、もし円単位だとすると、22%にして、何銭が出たら切り上げて円にするっていうことかなと思ったんですけど、違います。

迫委員 そうです。銭単位を切り上げて23%。

金井委員 そうすると、1%分を端数切り上げ分として乗せなくてもいいんじゃないかとちょっと思ったんですけど。

迫委員 例えば22%でいくと、この資料11のところで見ただくと22%という表示はないんですが、23のところで行くと8円になりますので、円単位で行くと7円での要求の方が、切り下げた方がいいということですよ。

小畑委員 この数字を見るとですね、円単位に切り上げるのだとすると22%で

要求させていただいて、そこで出てきた数字の端数のところを円単位に切り上げた方がアップ率が高まるような形かなと思われまので、そういうふうにさせていただけたらというふうに思います。

部会長

このあと、委託業者側の皆様のご意見を聞いたうえで、端数処理をどうするのか、あと円単位にするかとかをすり合わせしたうえで工賃の決定をしていくことになるかと思えます。現段階ではまず最初の意見表明ということですので、お互い確認をさせていただいています。まだ決めかねているというところがあるのだとすれば、この後、全体協議あるいは個別協議の中で、またお考えを修正いただいて、最終的に金額の決定ができればと思えますので、よろしく願います。あと可能であれば、事務局の方からも発効日についてご意見を伺いたいというところがありましたので、法定どおりでの発効にするのか、指定日発効にするのか、そこら辺のお考えいただけますと幸いです。もし現段階で特別ないようであれば、また後程、お伺いすることにいたします。

迫委員

そこで言うと、今時点でこの日というのはないのですが、なるべく早く発効することによって、働いている方の賃金のことでもありますので、なるべく早くというところはお伝えさせていただきまして、はっきりした日程というのは決めかねています。

部会長

承知いたしました。ありがとうございます。特にご質問はないでしょうかね。

では、続きまして、委託者様からのご意見をお願いいたします。

廣澤委員

まず私から申し上げます。前回の引き上げが平成9年ということで27年ぶりということですが、その間、企業側が順調に引き上げの原資を蓄えることができているのであれば、最低賃金並みの引き上げも当然選択肢にあると思うが、先ほど佐藤委員からお話を伺ったところ、こういう仕事は労務費の価格転嫁が全くできておらず、二十何年経っても、ほぼ変わらない状況がずっと続いており、実情としては最低賃金の引き上げ幅を会社がかぶってパートさんに払っている。また、昨年度の地域別最低賃金において、消費者物価上昇率を、3つの要因の中で、一番重く考えるべきだという議論があったことも踏まえ、委託者側としては、消費者物価上昇率である8%で議論をしていきたいと思えます。以上です。

部会長

ありがとうございます。補足は岩田委員でございますでしょうか。

岩田委員

最低工賃については、それぞれ、事業者によって、先ほどの説明にもあったように、複雑性だとか、いろんなことがあるわけですよ。本来であれば。

それらを、実際の業界の状況、意見もありますけど、その中の県央地域から出てきた業者さんの意見では、「簡単に大ききだけでは決められませんよ」ということをお話しされているわけですよ。

それに応じてそれぞれ家内労働者に対する委託工賃というものが、これまでも、業者との相対の中で定められてきているのではないかと思えるんですよ。

そうした中であって、最低をどうするのかと考えるときは、やはり少なくとも生活を守るであるとか、そういう視点が大事なのかなと思います。そうすると、消費者物価指数の上がり方を見ていくというのが全体の中ではいい方向なのかなというふうには我々としては考えているところです。あと、若干疑問な点は、大ききで決めていること自体が、なぜなのかという疑問はちょっと残っているのですが、つまり先ほど申し上げたとおり、工程の複雑さであるとかいろいろあるかと思うんですよ。そして、実際の工場等である場合、時給換算、実際にどれくらい時間がかかるかで見ているわけですよ。それに対して、大ききで決めるというのは、多分そこには色んなものを置いておくための容積であるとか、労力であるとか、そこら辺も含めて、そういった基準でやらざるを得なかったのかもしれない。そこら辺が少し積然としない部分が残っているのかなと思うので、もしそれについて分かれば、事務局側で教えていただければと思うのですけれども。

賃金室長

なぜ大ききだけで決めているのかというところですが、正確なところは資料がないのでわかりませんが、結局、工程の複雑さなどを考慮して工程自体を細分化してしまうと、適用範囲が狭くなって実効性が失われるおそれがあるというところもあると思います。また、最低工賃、つまり最低ラインですから、一番シンプルなものはいくらで出すかというところで、大ききで決めているのだろうと思います。

部会長

参考資料で、神奈川と京都の最低工賃の現状をつけていただいているんですよ。そこでもやはり大ききが中心になって決まっているんですかね。

賃金室長

いずれも当局と同様に大ききで決まっております。

部会長

京都は高さや底の大きき、容積を踏まえた金額の設定になっていますね。

賃金室長 そうです。

部会長 岩田委員、事務局からのご回答でよろしいですか。

岩田委員 そういうことかなと想定はしていたのですが、そういう中で最低工賃をどう的確に決めていくのかというのは非常に難しいのかなという印象は未だに持っています。

 次回改正のときには、工程を見直す必要ないのかということも含めて審議することも考えられないでしょうか。

部会長 実態調査で聞く項目を変えることはできるのですか。

賃金室長 調査項目は、当局で自由に設定できます。質問の内容を工夫する必要があるかと思いますが、次回改正の際は、岩田委員のご意見を踏まえた審議ができるよう、準備したいと思います。

部会長 それでは、事務局は、次回改正の際はその点も含めた審議ができるよう、できるだけの準備をお願いします。

賃金室長 承知しました。

部会長 委託者側にも労働者側と同じような質問をいたしますけれども、引き上げ率は工程、現在決まっている箱の大きさ別ではなく、一律、8%というのを考えてらっしゃるのですか。

廣澤委員 そうですね。

部会長 工賃の単位について、いま銭単位までありますが、現行のままか、円単位ということも考えていらっしゃいますか。

廣澤委員 先ほどの計算結果によって、当初の8%から大きく乖離する上げ幅になるのであれば、円単位にしたいと考えます。

部会長 円単位でも銭単位でも端数処理というのは出てくるとは思いますけれども、切り上げ、切り捨て、四捨五入という選択肢があります。これまでどちらかという切り上げ処理をしていることが多かったかなと思いますが、端数処理についてはどのようにお考えですか。

廣澤委員 個別の状況を見てということですね。

部会長 わかりました。発効日についても、もしご意見があれば。

廣澤委員 決まったタイミングで決まるということではないのでしょうか。

部会長 法定どおりということ念頭に置かれているということですね。

廣澤委員 はい。

部会長 ありがとうございます。

岩田委員 よろしいですか。円単位にこだわることについて。実際の話として、ロットがたくさんある中で最終的な支払金額は当然円単位になっていく。銭で払うわけにはいきませんから。それを計算の基礎の中で円単位にするのは、なぜなのかなというのはちょっとよく分からない。ということなのではないでしょうか。

部会長 私は公益委員ですので、私の方で金額を決めるというのは極力避けたいとは思っています。現状、何円何銭というふうに工賃が決まっていますね。なので、こういう方針で決定するという選択肢ももちろんあると思っています。ただ、昨年、他の部会に参加した際には、銭というのは現代の取引上なじまないのではないかという話が出てきておりましたので、確認させていただいているというところです。もちろん、紙加工という性質上、銭単位というのが妥当であるということであれば、その決定でよろしいと思います。

岩田委員 分かりました。

部会長 無理に円にしてくださいというわけではないんです。
現段階では、家内労働者側からは引き上げ率は23%という引き上げ率が出ていて、委託者からは、消費者物価指数を考慮して8%の引き上げ率というのがご提示されています。それぞれ、現在の賃上げの状況であるとか、消費者物価指数の状況を見て、ご提示いただいた引き上げ率といえると思います。現段階ではかなり主張に開きがあるというところもあります。このまま全体協議を継続して詰めていくということも可能ですが、他の部会では開きがある場合は個別協議に移っておりますが、今年度も個別協議に移ってよろしいでしょうか。

小畑委員 一点、資料の見方を確認させてください。
資料9、家内労働実態調査結果報告書の6ページ目、例えば一番上のところの容積が1,000 cm³未満のものということでそれぞれ計算されてい

て、現行の最低工賃があつて、1時間あたり 597 円と、A×B の工賃 597 円と出ているんですけど、これは標準的な作業を一時間やったときの平均の 597 円ですか。

賃金室長 容積が 1,000 cm^3 未満の中の一番上にある 5 円 00 銭のところ、これはある方についてですけれども、この方は、単価 5 円の一時間で 70 組作るから、時給としてみると 350 円ということです。で同じ表の 7 円 00 銭のところの 60 組で 420 円とありますけど、単価も作業スピードも同じ人が二人いますということです。全体で平均すると 1 時間あたり 597 円を皆さんもらっているという見方です。

小畑委員 分かりました。ありがとうございます。

部会長 他にご質問ございますか。なければ個別協議に移りたいと思います。一旦、部会は休会したいと思います。

-----休会（個別協議）-----

部会長 再開したいと思います。委員の皆様には、円滑な結論のとりまとめにご協力をいただき、感謝申し上げます。複数回の個別協議をはさみまして、引き上げ率が決定いたしました。家内労働者側の主な主張としては、近年の最低賃金の引き上げや今年度の春闘の実績などを踏まえて、当初、23%という引き上げ率の提示がございました。委託者側は、近年、価格転化の議論が進んでいるとはいえ、特に労務費については価格転化が難しい状況にあること、紙加工業者の業界では、特に価格転化、原材料も含めて難しい状況にあるというご説明をいただきました。それを踏まえて、労働者の生活を守る視点に立って、消費者物価指数の上昇を考慮し、最初は8%ということでご提案がありました。そこから、複数回の個別協議を重ねまして、家内労働者側からは15%、委託者側からは14%という歩み寄りをいただきました。

しかし最後の1%のところ、なかなか折り合いがつかないところがありましたので、公益委員の方からこれまでの改定のなされていない期間を考慮しまして、14.5%という引き上げ率を提案させていただきました。双方よりご了承いただきました。

家内労働者側から何か補足のご意見ございますか。

迫委員 ありません。

部会長 委託者側はいかがでしょう。よろしいですか。

廣澤委員 はい。

部会長 それぞれのご主張があるなかで、埼玉県紙加工品製造業最低工賃については、すべての規格において、引き上げ率を 14.5%とし、それぞれの工賃の 1 銭未満を切り上げとする、で結論に至ったということによろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

部会長 それでは、採決に入ります。
埼玉県紙加工品製造業最低工賃を結論のとおり改正し、その発効日を法定どおりとすることについて、賛成する委員は挙手をお願いします。
(委員全員挙手)

部会長 ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。
事務局は、部会長報告書案を配付してください。

部会長 では、部会長報告書案について事務局から読み上げをお願いします。

専門監督官 (部会長報告書(案)読み上げ)

部会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から部会長報告書案を読み上げていただきました。原案どおりでよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

部会長 原案どおり部会長報告書が承認されましたので、案のとおり、埼玉地方労働審議会の本審議会に提出いたします。
本最低工賃専門部会の議決は、埼玉地方労働審議会運営規程第 12 条に基づき、埼玉地方労働審議会の議決とすることとされているため、答申文を準備いたします。
事務局は、答申案の配布をお願いします。

部会長 それでは、事務局から、答申案の読み上げをお願いいたします。

専門監督官 (答申(案)読み上げ)

部会長 ただ今、事務局から答申案を読み上げていただきました。原案のとおりでよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

部会長 原案のとおり承認されましたので、これを答申とすることといたしま

す。

労働基準部長

では、私から一言、御礼を申し上げたいと思います。

ただいま、全会一致で答申をいただきました、ありがとうございます。冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、非常に難しい点が多い中、また長時間にわたりご議論いただきまして、結論が得られたことにつきまして、深く感謝申し上げます。

この答申を受けまして、事務局といたしましては、最低工賃改正額を、法定発効に向けた処理を進めて参りますので、引き続きよろしく願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

部会長

議事の4はその他です。委員の先生方から何かございますか。

冒頭、工賃の品目について、意見があったかと思えます。

次期以降の改定の参考になるかと思えますので、議事録でも確認できるかと思えますが、追加でご提起いただきたいことございますか。

(意見なし)

部会長

事務局から何かありますか。

賃金室長

はい、今後の予定について申し上げます。

本日答申をいただきましたので、この後異議申出の公示を行います。公示の期間は6月4日(火)までとし、異議申出があった場合は異議審を開催いたします。再審議が必要になります。異議申出がなかった場合は、このまま速やかに官報公示を行い、公示から30日経過後に効力が発生します。

手続が順調に進んだ場合は、6月26日(水)に官報公示、7月26日(金)に発効します。

部会長

以上をもちまして、本日の埼玉県紙加工品製造業最低工賃専門部会を閉会いたします。どうもありがとうございました。